

(平成23年11月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認新潟地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の算定の基礎となる標準賞与とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を16万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年4月1日から同年10月1日まで
② 平成18年12月16日

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の標準報酬月額が、私が実際に控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額よりも低額で記録されている上、申立期間②において、同社から支給された平成18年12月分賞与（支給日：同年12月16日）に係る記録が無いことが分かった。

給与明細書を提出するので、調査の上、標準報酬月額及び標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が所持する平成18年12月分賞与に係る給与支給明細書及びA社が保管する「支給控除項目一覧表平成18年第2回12月分賞与」から、申立人は、その主張する標準賞与額16万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間②当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行って

ることから、社会保険事務所(当時)は、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、平成17年4月分から同年9月分までの給与明細書を提出し、「当該6か月分の給与支給明細書の『厚生年金保険』欄に記載されている金額と『ねんきん定期便』の『保険料納付額の月別状況』欄の金額が異なっている。」として申し立てている。

A社は、「保険料の控除方法は翌月控除である。」と回答していることから、上記6か月分の給与支給明細書に記載されている厚生年金保険料は平成17年3月分から同年8月分までとなるが、いずれの給与支給明細書にも、「厚生年金保険」欄には7,905円、「厚生年金基金」欄には1,988円と記載され、その合計額は9,893円となっており、オンライン記録上の標準報酬月額14万2,000円に見合う厚生年金保険料額と一致している。

このことについて、A社は、「平成17年3月分の厚生年金保険料を控除する際は、『厚生年金保険』欄と『厚生年金基金』欄における金額を正しく記載したが、同年4月分から同年8月分までを控除する際には、免除保険料率(厚生年金基金加入事業所に適用される保険料率)が変更されたことに気付かず、従前の免除保険料率により算出したので、『厚生年金保険』欄及び『厚生年金基金』欄には誤った金額を記載した。正しくは、『厚生年金保険』欄には7,266円、『厚生年金基金』欄には2,627円と記載するべきであった。しかしながら、その合計額は9,893円で、申立人の標準報酬月額14万2,000円に見合う厚生年金保険料額と一致しているので、申立人の給与から保険料を多く控除したわけではない。」旨回答している。

また、A社が加入するB厚生年金基金が保管する厚生年金基金加入員台帳において、申立人の申立期間①における報酬標準給与額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致している。

さらに、オンライン記録において、申立期間①における申立人の標準報酬月額について遡及訂正等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①について、申立てどおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B製作所C工場における厚生年金保険の資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年9月17日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年4月から20年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和19年4月1日から20年9月17日まで

私は、A社B製作所C工場で勤務していたが、以前から、同工場で勤務していた期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことに疑問を感じていた。先日、「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間とはなっていなかった。

間違いなく、私は、A社B製作所C工場に勤務していたので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の弟、姉及び姪、並びにA社B製作所C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において氏名が確認できる元従業員のうちの3人が、「申立期間当時、申立人はA社B製作所C工場に勤務していた。」と証言していることから、申立人は、申立期間において、同工場に勤務していたことが推認できる。

一方、A社B製作所C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、氏名が申立人の兄と一致し、生年月日が申立人と一致する基礎年金番号に未統合の被保険者記録（資格取得日は昭和19年4月1日、資格喪失日は20年9月17日）が確認できる。

また、申立人の弟、姉及び姪は、「申立人の兄は、A社B製作所C工場では勤務していなかったと思う。」と証言している上、上記元従業員3人は、「申立

人の兄がA社B製作所C工場で勤務していたという記憶は無い。」と証言しており、このうちの1人は、「私は、申立人の兄と面識があるが、申立人の兄は自宅でD職人を営んでおり、同工場では勤務していなかったと思う。」と証言している。

さらに、上記元従業員3人は、「A社B製作所C工場の従業員の中に、申立人の兄と同姓同名の従業員がいたという記憶は無い。」旨証言している。

これらを総合的に判断すると、上記の未統合記録は申立人の厚生年金保険被保険者記録であると認められ、申立人のA社B製作所C工場における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和19年4月1日、喪失日は20年9月17日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当該未統合記録から、昭和19年4月から20年3月までは30円、同年4月から同年8月までは40円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 9 月 26 日から 7 年 8 月 1 日まで

「ねんきん特別便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、申立期間を含む平成 6 年 9 月 1 日から 8 年 8 月 31 日までの期間において、A 社（平成 22 年 10 月 19 日、B 社 C 工場に名称変更）に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 社 C 工場は、「申立期間当時の厚生年金保険料の控除等の状況については、書類の保管が無い上、当時の社会保険事務担当者が既に亡くなっているため、詳細は不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない。

また、B 社 C 工場は、「従業員が配偶者の健康保険等の被扶養者となることを希望した場合、又は勤務時間の短縮及び職種の変更があった場合には、厚生年金保険に加入させない。」と回答しているところ、平成 6 年 8 月 1 日及び 7 年 5 月 1 日に、同社で厚生年金保険被保険者資格を取得したことがオンライン記録により確認できる元従業員は、「パート従業員として勤務していたが、入社した年は収入が少なく、夫の扶養になれる金額だったので、平成 6 年 11 月 13 日に、一旦厚生年金保険被保険者資格を喪失した。ただし、その後も継続して勤務しており、しばらくしてから再度、厚生年金保険に加入した。」と証言している。

さらに、平成 7 年 8 月 1 日に、A 社で厚生年金保険に加入したことがオンラ

イン記録により確認できる元従業員は、「平成6年8月頃からパート従業員として勤務していたが、入社した年は給与総額が少なかったため、所得税法上の控除対象配偶者の範囲内で勤務した。女性従業員の中には、自分と同様の勤務形態で、厚生年金保険に加入しなかったり、被保険者資格を喪失したりする人がいた。」と証言している。

加えて、申立人の夫は、申立期間当時、D事業所に勤務していたところ、当該事業所が加入するE健康保険組合が保管する被保険者台帳の記載から、申立人は、申立期間を含む昭和55年5月6日から平成9年11月20日までの期間、夫の被扶養者となっていたことが確認できる上、オンライン記録から、申立期間は国民年金第3号被保険者期間であることが確認できるが、申立人は、「第3号被保険者に係る手続を自身で行った。」としている。

また、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 年 1 日から同年 11 月 30 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。改めて年金事務所に照会したところ、やはり申立期間は厚生年金保険被保険者期間となっていなかった。

私は、中学校卒業後、申立期間において、A町（現在は、B市）にあったC社に勤務していた。

初任給は、基本給が4万1,000円で、厚生年金保険料、健康保険料、雇用保険料及び食費を差し引いた手取り額が3万4,000円であったことを記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間中は、A町に所在したC社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が同社の事業主であったとして氏名を挙げている者は、「法人ではなく、『D事業所』という名称であったが、当時、A町で確かに事業をしていた。」と回答しており、申立人が一緒に勤務していたとして氏名を挙げている元従業員3人は、「申立人はD事業所に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人がD事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、上記元事業主は、「申立人についての記憶は無く、当時のことをよく覚えていない。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除等の状況について確認することができない上、「従業員を厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しているところ、オンライ

ン記録において、「D事業所」及び「C社」という名称の厚生年金保険適用事業所は確認できない。

また、申立人は、上記元事業主及び元従業員3人を含む7人の氏名を挙げているところ、申立期間当時、20歳未満だった1人を除く6人はいずれも、申立期間当時は国民年金に加入し、このうち4人は保険料を納付していたことがオンライン記録から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 10 月 1 日から 47 年 3 月 1 日まで

「ねんきん定期便」が送付されたので記録を確認したところ、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

私は、申立期間当時、A社に勤務したと記憶しているので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における申立期間当時の従業員3人の氏名を挙げているところ、オンライン記録から、当該元従業員はいずれも、同社において厚生年金保険に加入していたことが確認できる上、別の元従業員は、「私は、昭和47年1月5日に入社したが、申立人は、私が入社した時には既に勤務していた。」と証言していることから、期間は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録から、A社において、厚生年金保険に加入していたことが確認できる元従業員16人を調査したところ、このうちの12人については、その主張する入社日と厚生年金保険の加入日が一致しておらず、入社日の2か月後ないしは6か月後に厚生年金保険に加入したことが確認できる上、照会することができた9人はいずれも、「当時は、入社後3か月間から6か月間の試用期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」旨証言している。

また、上記元従業員16人のうち、申立期間当時である昭和46年及び47年に入社したとする4人についてみると、月の初日に入社したとする元従業員2人は入社日から3か月を経過した月の初日に、月の途中で入社したとする元従業員2人は入社日から3か月を経過した月の翌月の初日に、それぞれA社にお

いて、厚生年金保険に加入したことがオンライン記録により確認できることから、同社が申立人を当該元従業員4人と同様の取扱いにより厚生年金保険に加入させようとした場合、「昭和46年10月又は同年11月頃に入社した。」とする申立人の加入日は、47年2月1日又は同年3月1日になると考えられるが、申立人は、「大学進学のため、47年1月頃には退職したと思う。」としている。

これらのことから、申立期間当時、A社では、従業員を採用と同時に厚生年金保険に加入させておらず、採用してから一定期間の経過後に加入させる取扱いを行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。